

林野庁からの情報提供 (令和7年度概算要求等)

林野庁
令和6年12月

林野庁からの情報提供①：森林経営管理制度の取組状況

- 林野庁において、令和5年度末における全国の森林経営管理制度の実績をとりまとめ。
- 令和6年11月に林野庁ホームページにて公表。

(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/sinrinkeieikanriseido-171.pdf>)

森林経営管理制度の取組状況について

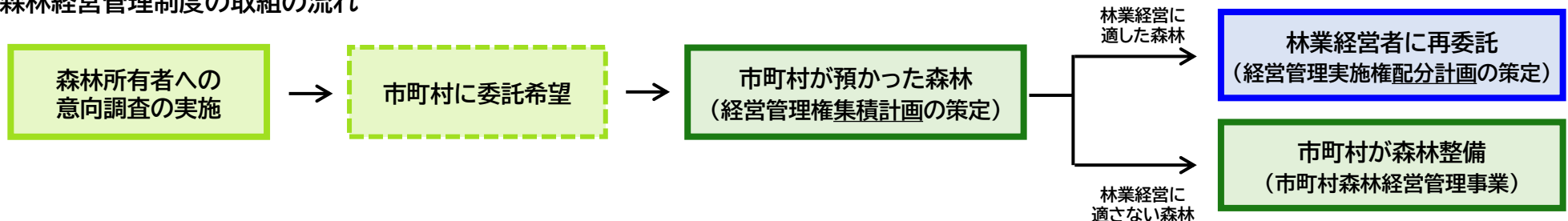
令和6年11月

林野庁

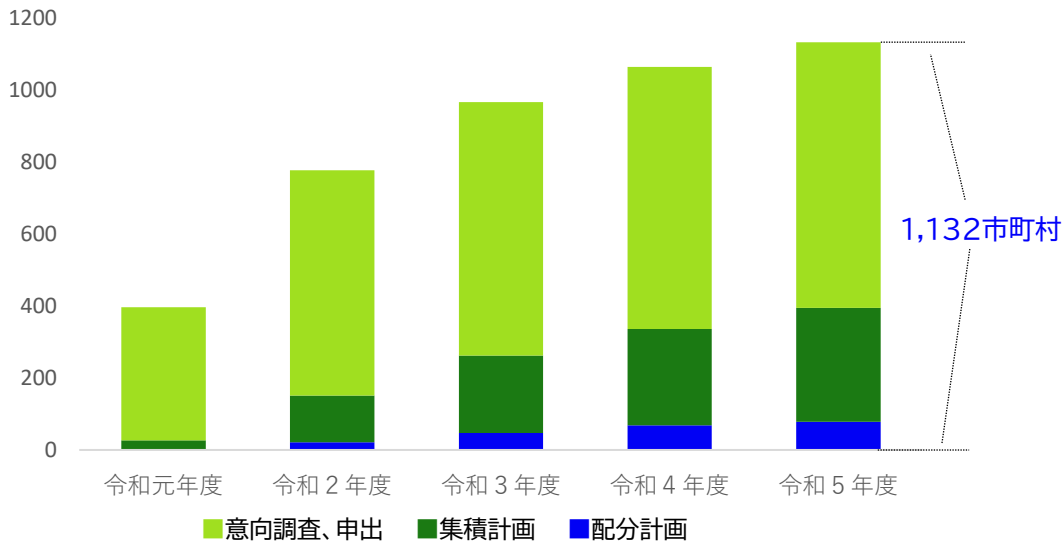
森林経営管理制度に取り組む市町村

- 森林経営管理制度は、森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託又は市町村が自ら管理を実施する制度。
- 制度開始から5年が経過し、1,132市町村において取組を実施。

森林経営管理制度の取組の流れ

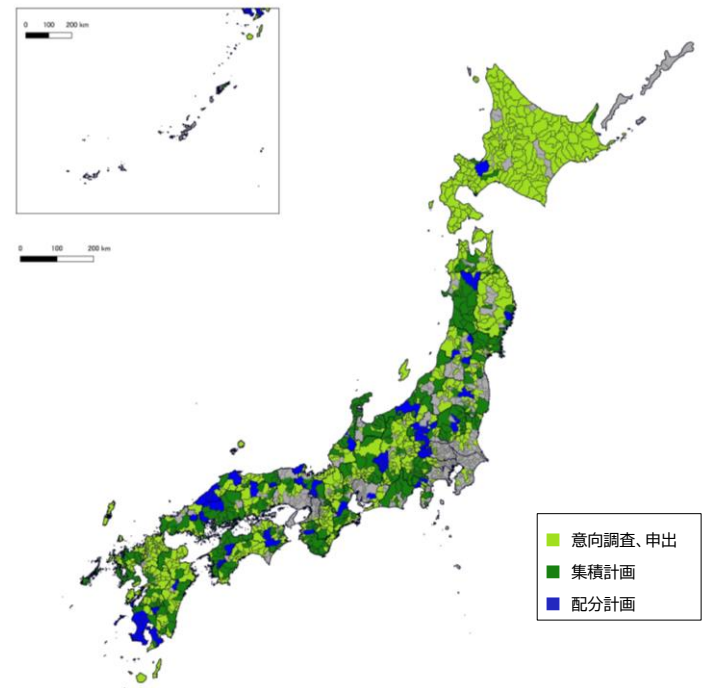


(市町村数)



- 注1)「意向調査、申出」は、意向調査、申出を実施した市町村から集積計画・配分計画の策定市町村を除いたもの。
 注2)「集積計画」は、集積計画の策定市町村から配分計画の策定市町村を除いたもの。
 注3)調査対象市町村(令和5年度)は、農林業センサス2020において私有人工林がある市町村(1578)

森林経営管理制度に取り組む市町村数



森林経営管理制度の取組状況(全国図)

森林経営管理制度等による森林整備の推進

- 意向調査は、制度開始から5年間で約103万haを実施。回答があったもののうち、約4割の所有者から市町村への委託希望があり、その約5割では森林整備につながる動き。

(森林経営管理制度)

意向調査の実施
約103万ha

(1,132市町村)

市町村に委託希望
約22.6万ha
(回答のうち38%)

所有者自ら経営管理
約18.8万ha
(回答のうち32%)

すでに他者へ委託、
自分で委託先を探す等
約18.2万ha
(回答のうち30%)

意向調査で回答があった面積
(約60万ha)

市町村が預かった森林
(経営管理権集積計画)
約2.3万ha

(394市町村/23,290ha)

林業事業体にあっせん(★)
約1.5万ha

市町村が所有者と
森林整備を行う協定を締結(●)
約0.3万ha

都道府県や市町村の
独自補助等で整備(●)
約0.4万ha

令和6年度以降に
森林整備を行う予定
約6.9万ha

広葉樹林化等で森林整備不要
約1.4万ha

対応検討中
約10.0万ha

林業経営者に再委託(★)
(経営管理実施権配分計画)
約0.3万ha

(78市町村/3,177ha)

市町村が森林整備(●)
(市町村森林経営管理事業)
約0.8万ha

(294市町村/8,370ha)

市町村に委託希望の森林のうち
約5割で森林整備につながる動き

【内訳】

林業経営に適した森林(★)	約1.8万ha
林業経営に適さない森林(●)	約1.5万ha
その他(予定等)	約8.1万ha

※小数点以下の端数処理により、一部計が合わないものがある。

森林経営管理制度による森林整備の取組事例

市町村森林経営管理事業

えな ＜岐阜県恵那市＞

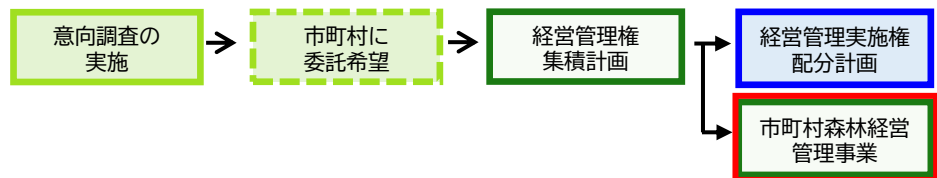
- 恵那市では、施業の履歴・予定がない私有林人工林について、主に災害防止の観点から、森林経営管理制度を活用し森林整備を実施する方針。
- 令和5年度までに、意向調査、集積計画の策定を通じて、市町村森林経営管理事業により、約364haの間伐等を実施(森林環境譲与税を活用)。



＜間伐前＞



＜間伐後＞



経営管理実施権配分計画に基づく主伐・再造林

やいた ＜栃木県矢板市＞

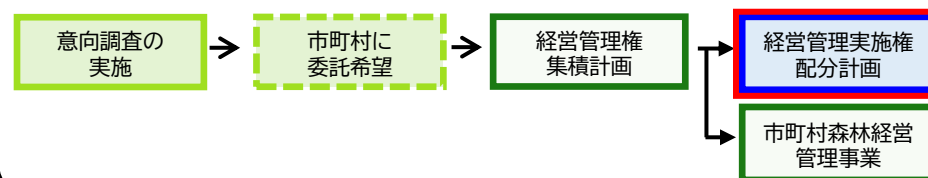
- 矢板市では、施業の履歴・予定がない私有林人工林について、意向調査を実施。
- 意向調査の結果、委託希望の森林については、市、県、林業経営者等で構成される協議会において、経営が成り立つか等を判断。
- 約1haの集積計画、配分計画を策定し、林業経営者に再委託。
- 令和5年に主伐・再造林を実施。



＜主伐実施箇所＞



＜再造林後の状況＞



所有者不明森林等に係る特例措置

- ▶ 森林経営管理法では**所有者不明森林等**について、探索・公告等一定の手続を経ることで**市町村に経営管理権の設定を可能とする特例を措置**。
- ▶ 意向調査を実施した市町村のうち、156市町村が森林所有者の探索を実施。**特例措置の活用は9市町で10件**(活用に向けた公告を含む)。

【特例の概要】

共有者不明森林の特例

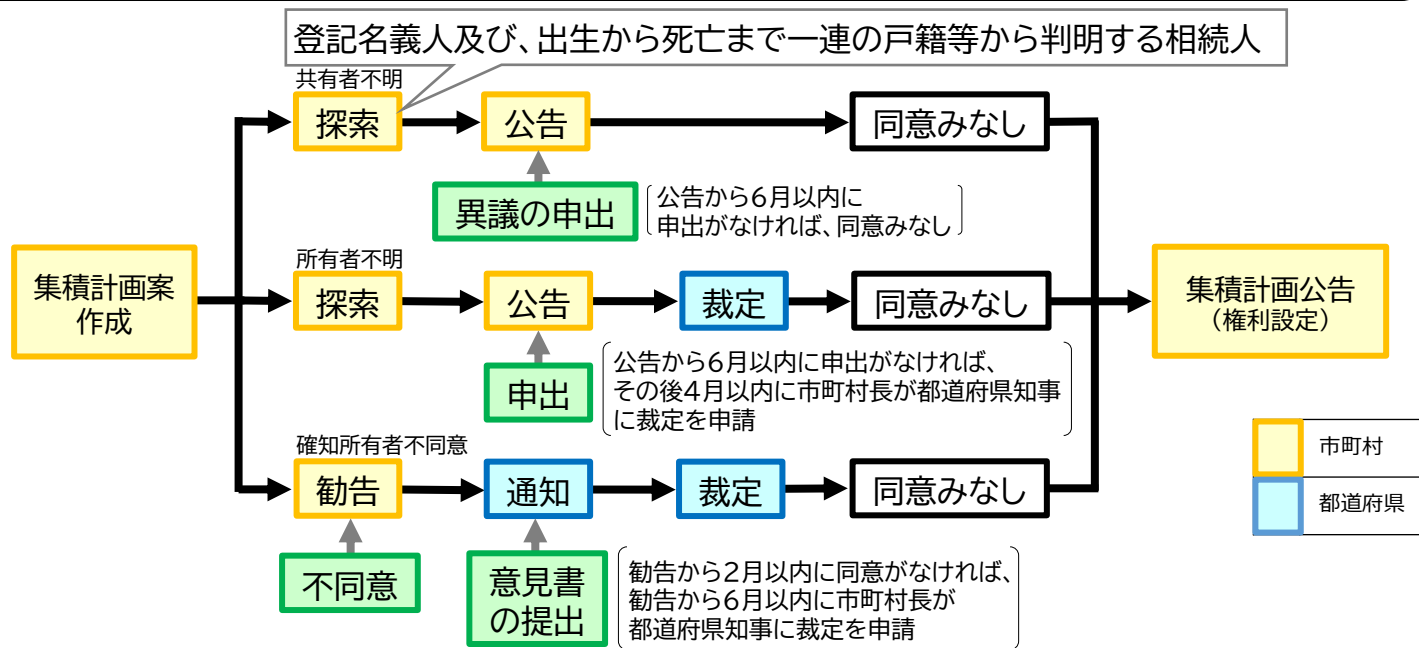
- ・森林所有者の一部が不明
- ・知っている全員が計画作成に同意

所有者不明森林の特例

- ・森林所有者全員が不明

確知所有者不同意森林の特例

- ・森林所有者の一部又は全員が不同意



令和5年度までの取組状況

- 探索に取り組んだ市町村 156市町村
- 探索を行った所有者等 約10,500人
約 6,300ha
- うち判明した所有者等 約 5,800人
約 3,500ha

特例措置の活用件数 (活用に向けた公告を含む) 10件(9市町)

- ・共有者不明森林 6件 : 鳥取県若桜町 (R3.10)、京都府綾部市 (R5.4)、北海道千歳市 (R5.7)、群馬県甘楽町 (R5.9)、長崎県波佐見町 (R5.12)、石川県白山市 (公告中)
- ・所有者不明森林 3件 : 青森県三戸町 (R5.12)、群馬県中之条町 (公告中)、愛知県設楽町 (公告中)
- ・確知所有者不同意森林 1件 : 京都府綾部市 (R5.4)

※()内は経営管理権設定時期

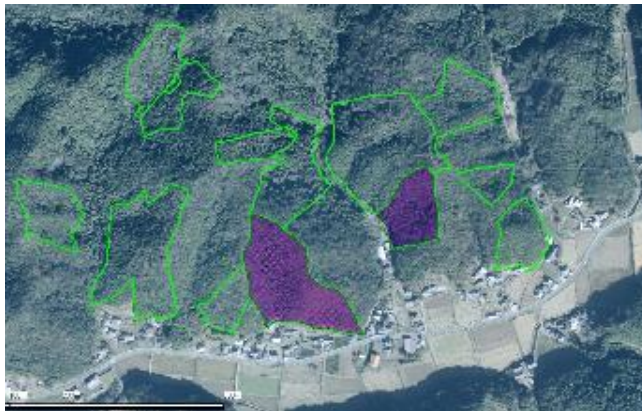
所有者不明森林等に係る特例措置の取組事例

共有者不明森林の特例

はさみちょう

<長崎県波佐見町>

- 波佐見町では、約18haの森林に対して意向調査を実施。所有者が判明した森林については集積計画を策定。
- 約4haの森林については、登記名義人の相続人のうち1名の所在が不明であったため、共有者不明森林の特例を活用。
- 6か月間の公告を実施し、異議の申出がなかったため、集積計画を策定し、経営管理権を設定。
- 令和6年3月に、先行して集積計画を策定していた周辺の森林と一体的に間伐を実施。



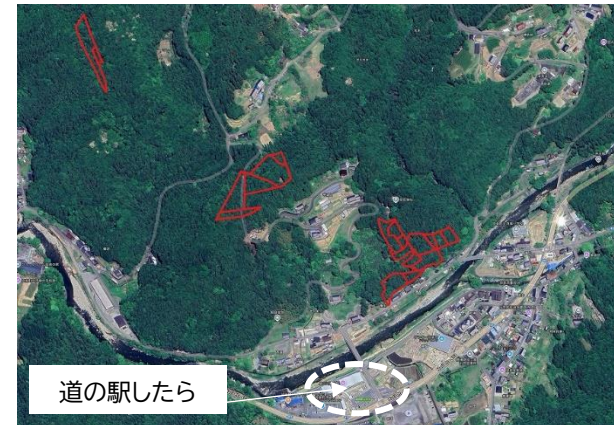
集積計画策定済み森林 (14.51ha)
共有者不明森林 (3.78ha)

所有者不明森林の特例

したらちょう

<愛知県設楽町>

- 設楽町では、道の駅周辺や公道沿いの民家に隣接する森林等約2haについて、所有者不明森林の特例を活用。
- 令和6年8月に、集積計画案の公告を開始。
- 今後は、経営管理権を設定後、景観の確保及び公道沿いの防災事業として、周辺の森林と一体的に森林整備（間伐や広葉樹植栽）を実施する考え。



道の駅したら



所有者不明森林 (1.98ha)

林野庁からの情報提供②：探索等工程調査業務

- ① 専門家による所有者探索を実施し、
- ② 探索業務に要した日数等の工程、探索ノウハウの整理を行うとともに、
- ③ 所有者不明森林、共有者不明森林であった場合は、特例活用に向けた準備（確知所有者へのアプローチや現地調査等）を支援する

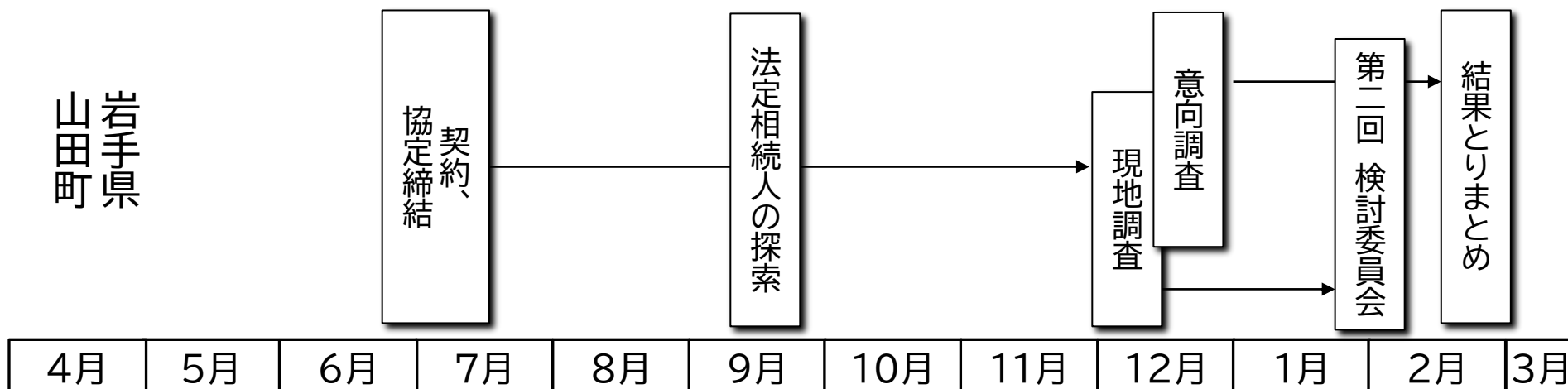
- 対象地域 岩手県山田町：3筆を選定
- 探索等実施者 株式会社四門

【事業フロー】



林野庁からの情報提供②：所有者不明森林等の探索等工程調査業務

- 町・(株)四門で協定を締結。探索は司法書士、現地調査及び意向調査は(株)四門が実施
- 令和6年9月から探索作業を開始、令和6年中に探索完了予定。12月以降、探索完了箇所の現地調査、意向調査を実施。
- 次回検討委員会にて、ケーススタディとして取り上げる予定。



対象市町村：岩手県山田町

対象森林：スギ、アカマツ等の人工林3筆（60～75年生）

登記名義人：3筆とも1名

候補地選定理由：隣接地で集積計画を既に作成しており、当該森林についても所有者探索及び特例措置を活用し集積計画を策定することで、周囲と一体的な森林整備が可能になるため、候補地として選定。



林野庁からの情報提供③：森林経営管理法の見直しについて

- 森林経営管理制度については、附則、経済財政運営と改革の基本方針2024（R6.6.21閣議決定）、「第8回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」総理指示（R6.8.27）等を踏まえつつ、見直しの検討を進めていく考え。

森林経営管理法附則第3条

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

経済財政運営と改革の基本方針 2024（R6.6.21閣議決定）

（農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障）

森林の循環利用ができる経営体育成と集約化等を促進する法制度の次期通常国会提出を目指す。林道等基盤整備や再造林、国産材転換、木材利用拡大、花粉症対策等を進める。

「第8回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」総理指示（R6.8.27）

国内外の情勢変化を踏まえ、農政の憲法たる「食料・農業・農村基本法」の抜本改正を行いました。これを受け、初動5年間で「農業構造転換集中対策期間」として集中的に取り組を進め、林業・漁業を含めて、農林水産・食品分野の政策の再構築を進めます。…あわせて、「合理的な価格形成」、「人口減少下での農業用インフラの保全管理」、「林業経営体の育成と森林の集積・集約化」、「複合的な漁業の推進」に向けた4本の法整備について、国会提出に向けた作業を加速化させてください。」

（後略）

林野庁からの情報提供④：森林の集約化モデル地域実証事業

■ 令和7年度概算要求において、森林の面的な集約化のモデルを実証するための予算を要求。

■ 従前の委託事業を含め、以下の内容を要求

①補助事業（新規）

地域の関係者による合意形成を通じて、所有者不明森林等を含めた森林の面的な集約化を行う取組に対して経費を支援し、集約化のモデルを創出。

この中において、森林経営管理制度における所有者不明森林等の特例措置をはじめとする、所有者不明森林対策に資する法制度の活用も視野。

②委託事業（拡充）

森林の集約化に係る制度・権利等に係る助言ができる専門的な人材養成を追加

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
森林の集約化モデル地域実証事業

【令和7年度予算概算要求額 300,000（-）千円】

<対策のポイント>

小規模・分散、境界が不明な森林への対応として、循環利用に取り組む林業経営体への集約化を促進するため、ICT等を活用しながら地域関係者による情報共有、合意形成や、合意した森林の経営管理の一層の円滑化を図るための条件整備等を実行するモデルの実証等を支援します。

<事業目標>

- 私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合（5割 [令和10年度まで]）
- 森林経営管理制度の支援を行える技術者の能力向上（1,200人 [令和10年度まで]）

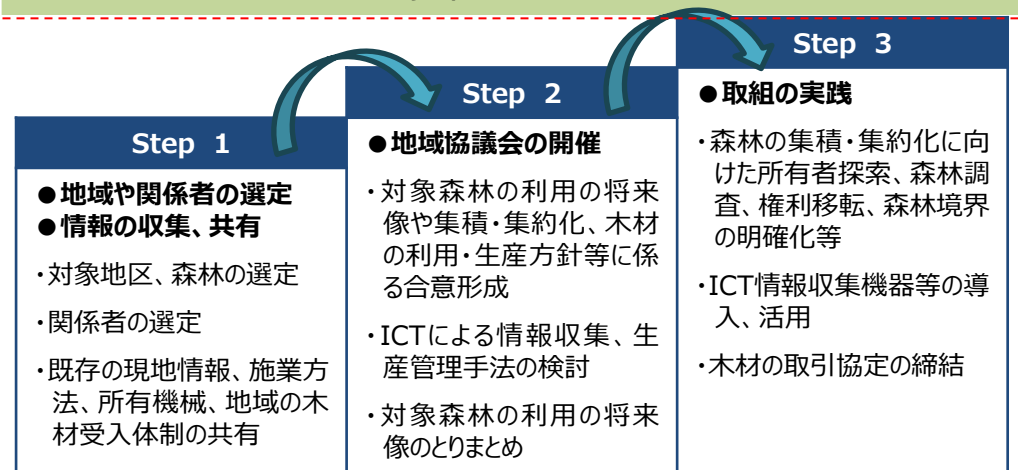
<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 集約化モデルの実証支援

- ① 循環利用に取り組む林業経営体、市町村・都道府県等による**対象森林の選定、対象森林関連情報の収集・共有、関係者の抽出**を支援します。
- ② 関係者間の**対象森林の利用の将来像や集積・集約化等に係る合意形成を図る地域協議会の開催**を支援します。
- ③ ICT等を活用した先進的かつ効率的な手法による林業経営体への**森林の集積・集約の実践**を支援します。
- ④ 都道府県が実施する、地域協議会への**説明会や研修会等、取組の助言・指導・とりまとめ**を支援します。

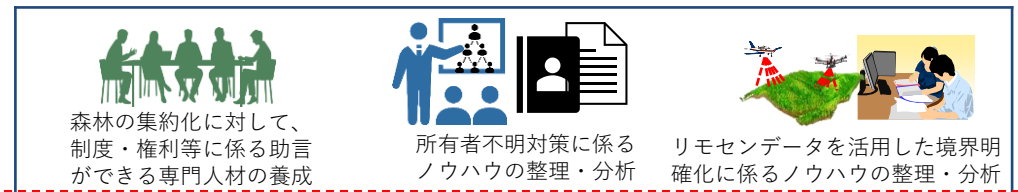
※ 本事業の実施主体が行う路網整備の取組に対して林業・木材産業循環成長対策により優先的に支援



取組に対する助言、評価、分析、普及により事業効果を向上

2. 専門人材の養成や集約化に係るノウハウの整理・分析

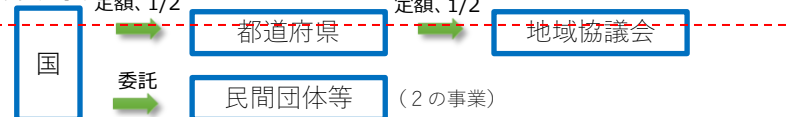
モデル実証の効果的な推進のため、**森林の集積・集約化を推進する専門人材を養成**するとともに、所有者不明森林対策や境界明確化に係るノウハウを整理・分析し横展開を図ります。



補助事業

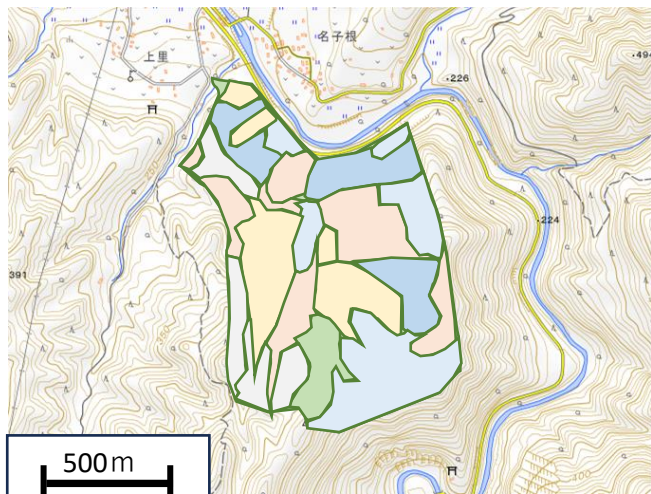
委託事業

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 林野庁経営課 (03-3502-1629)
 林野庁森林利用課 (03-6744-2126)
 (2の事業) 林野庁森林利用課 (03-6744-2126)

〈実施前〉



凡例	A氏	E氏
森林所有者	B氏	F氏
	C氏	G氏
	D氏	

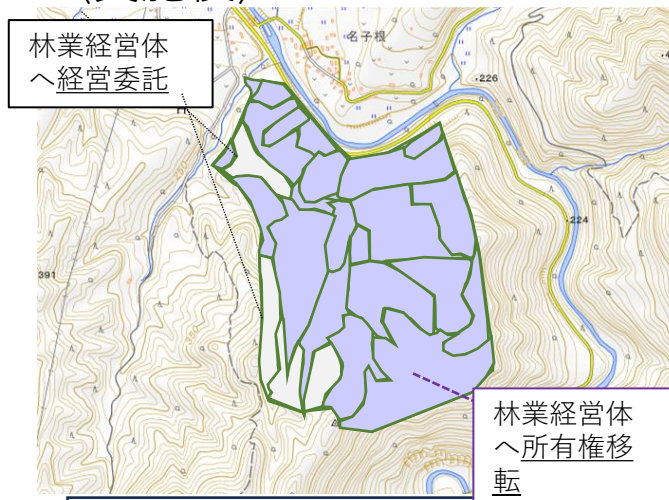
〈対象区域の条件〉

- ・地籍調査：実施済
- ・航空レーザ計測：実施済
- ・小規模零細な森林所有者A～G
- ・森林を所有する意思がある林業経営体Xが所在

〈課題〉

- ⇒現状、森林を手放したい所有者A～C、経営委託したいD～F、自ら経営するつもりGがいる
- ⇒航空レーザ計測データはあるが、個々の森林に関する解析はされておらず林況把握ができていない。

〈実施後〉



凡例	林業経営体X
森林所有者	G氏（林業経営体へ経営委託）

地域協議会での森林の経営管理方法を相談

林業経営体への所有権移転手続き・登記等

林業経営体への経営委託

〈取組の概要〉

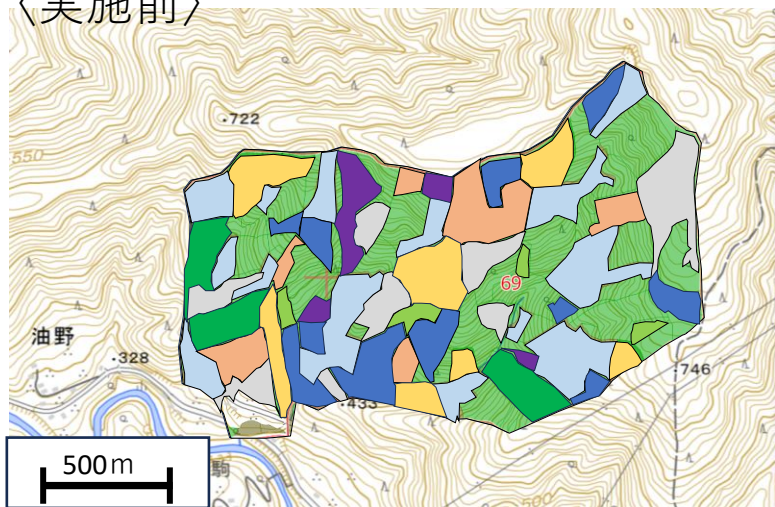
- ・航空レーザ計測データを解析することで林況を把握し、**森林の価値を算定**
- ・協議会での**合意形成の結果として、森林を手放す意思を示した所有者A～Fの森林は林業経営体Xに所有権を移転**
- ・所有を継続する意思を示した所有者Gの森林は、施業の集約化による生産性向上のため、林業経営体Xに**経営委託**

〈効果〉

- ⇒林業経営体Xは、所有森林の経営をすることで、将来にわたって立木在庫を保有し、**経営が安定化**
- ⇒相続等による森林のさらなる小規模化を**予防**

※本資料においては、実際の森林の航空写真や地形図を参考に作成していますが、森林経営や所有状況、林況等は反映しておりませんので、あくまでイメージとしてご認識ください。

〈実施前〉



凡例	A氏	E氏
	B氏	F氏
森林所有者	C氏	G氏
	D氏	H氏

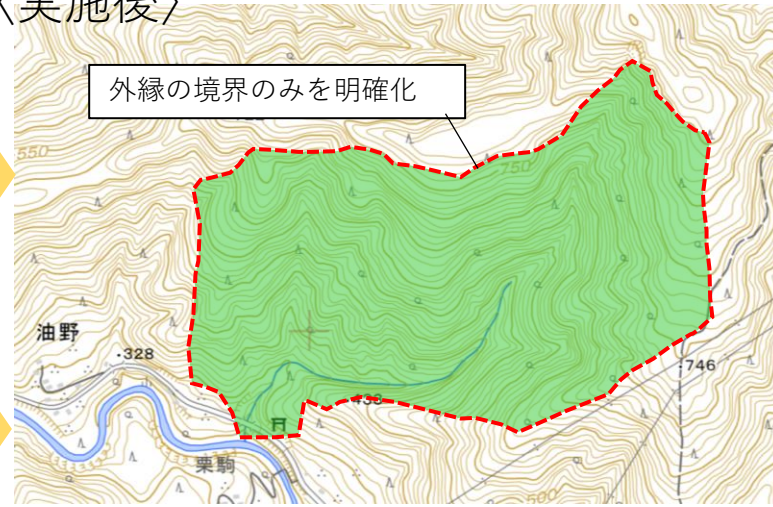
〈対象区域の条件〉

- ・地籍調査：未了
- ・航空レーザ計測：実施済
- ・小規模零細な森林所有者A～H
- ・森林経営をしたい製材工場Y

〈課題〉

- ⇒所有者ごとに、森林への関心、経営管理の意向が異なる
- ⇒施業区域全体の境界明確化は金銭的・労力的・時間的にコストが多大にかかる
- ⇒製材工場Yは町外のため、森林所有者とは面識やなじみがない

〈実施後〉



地域協議会での
 森林の経営管理
 方法を相談

航空レーザ
 計測データ
 を活用した
 外縁の境界
 確定

〈取組の概要〉

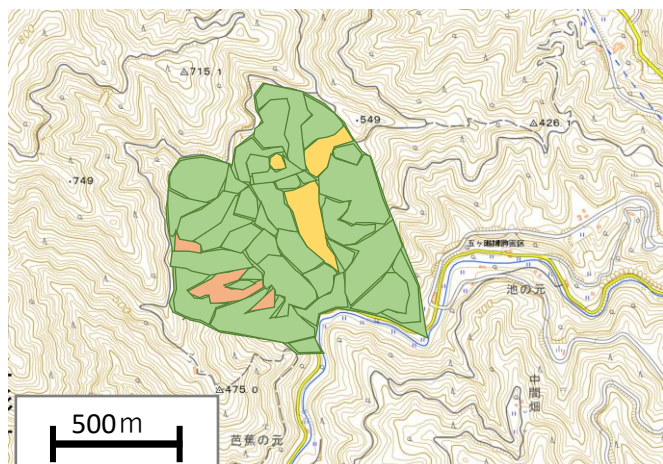
- ・地域協議会において、関係者の信頼関係の構築、集約化の手法検討
- ・外縁だけを境界明確化し、森林内の境界や所有にとらわれず製材工場Yに林業経営を集約化
- ・木材販売代金の個々の所有者に対する配分方法（台帳面積の割合等）も含めた森林経営の方針を合意形成

〈効果〉

- ・内縁の複雑な境界管理を省略
 - ⇒主伐・再造林以降の森林整備も地形等の自然条件に沿って最適化、現場管理等が容易に
 - ⇒相続等によるさらなる小規模化を予防
 - ⇒森林所有者、製材工場Yの利益最大化

※本資料においては、実際の森林の航空写真や地形図を参考に作成していますが、森林経営や所有状況、林況等は反映しておりませんので、あくまでイメージとしてご認識ください。

〈実施前〉



凡例	■	所有者が判明 (A~H)
森林所有者	■	所有者不明
	■	所有者不明

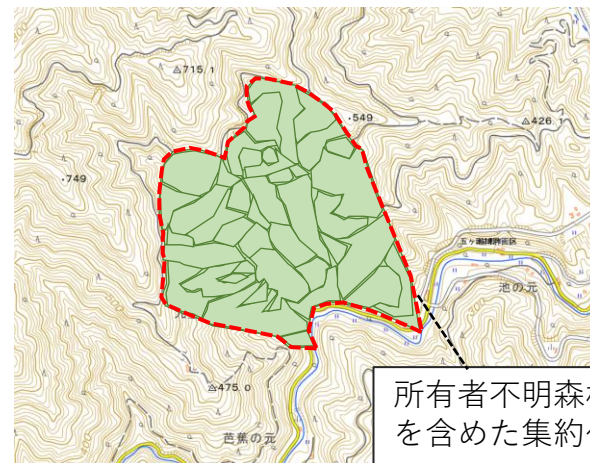
〈対象区域の条件〉

- ・地籍調査：実施済
- ・航空レーザ計測：未了
- ・小規模零細な森林所有者が多数所在
- ・所有者不明森林が介在
- ・林業経営体Zが近隣で森林経営計画を策定

〈課題〉

⇒判明している所有者の**経営管理に係る意向に差**がある
 （所有者が不明な森林があり、森林の集約化のために森林経営管理制度の特例措置や、民法（所有者不明土地管理制度）等の活用が必要）

〈実施後〉



所有者不明森林を含めた集約化

地域協議会での森林の
 経営管理方法を相談

所有者
 探索

不明森林の
 特例措置に
 より集約化

法律専門家等による助言
 等

〈取組の概要〉

- ・森林経営管理制度による集積計画により集積
- ・所有者不明森林については、**所有者の探索**や森林経営管理制度の**特例措置**を活用し、集積計画を策定
- ・**森林経営管理法をはじめ、その他法的措置を活用した所有者不明森林、共有者不明森林等への対応**について、弁護士や司法書士等の専門人材による助言等により、**適切な手段を選択**

〈効果〉

- ・所有者不明森林も含めた面的な集約化、森林整備を実現

※本資料においては、実際の森林の航空写真や地形図を参考に作成していますが、森林経営や所有状況、林況等は反映しておりませんので、あくまでイメージとしてご認識ください。